

生駒市条例第 1 4 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の表中

営利を目的としない場合	全面	2,470 円	2,470 円	2,470 円	を
	半面	1,230 円	1,230 円	1,230 円	

アマチュアスポーツ	全面	2,470 円	2,470 円	2,470 円	に改める。
	半面	1,230 円	1,230 円	1,230 円	
アマチュアスポーツ以外（集会、講演会等）		10,970 円	10,970 円	10,970 円	

別表第 3 の 3 の表及び別表第 3 の 4 の表を次のように改める。

3 グラウンド

区 分		(午前) 9 : 00 ~ 13 : 00	(午後) 13 : 00 ~ 17 : 00	(夜間) 17 : 00 ~ 19 : 00	(夜間) 17 : 00 ~ 21 : 00
生駒市北 大和グラ ウンド イモ山公 園グラウ ンド むかいや ま公園グ ラウンド	アマチュアス ポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアス ポーツ以外（ 集会、講演会 等）	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北 大和野球 場 生駒市井 出山グラ ウンド	アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
	アマチュアス ポーツ以外（ 集会、講演会 等）	6,790円	6,790円		6,790円

	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区 分		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
生駒市 浄化セ ンター テニス コート(全 天候型) 生駒市 健民テ ニスコ ート	アマチュ アスポー ツ	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 620円	
	アマチュ アスポー ツ以外(集 会、講 演会等)	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	
	指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	
生駒市	アマチュ	1コート	1コート	1コート	1コート	1コート	

浄化センター テニス コート(砂入り人工芝型) イモ山公園 テニスコート 滝寺公園 テニスコート	アスポート	につき 1,230円	につき 1,230円	につき 1,230円	につき 1,230円	につき 1,030円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	
生駒市総合公園 テニスコート 生駒山麓公園 テニスコート むかいやま公園 テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の5の表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

別表第3の6の表を次のように改める。

6 相撲場

区 分		(午前) 9:00～ 13:00	(午後) 13:00～ 17:00	(夜間) 17:00～ 19:00
生駒市 総合公 園相撲 場	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会 等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第2条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中

生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	を
(仮称)生駒市北部スポーツセンター 体育館	生駒市高山町166番地2	に
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	

改め、別表第1の(3)の表中

生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地	を
(仮称)生駒市北部スポーツセンター 野球場	生駒市高山町166番地2	に
(仮称)生駒市北部スポーツセンター グラウンド	生駒市高山町166番地2	
(仮称)生駒市北部スポーツセンター グラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2	

生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地
-----------	-----------------

改め、別表第1の(4)の表を次のように改める。

(4) テニスコート

名 称	位 置
(仮称) 生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町166番地2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町201番地21

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 体育館

区 分		(午前) 9:00～ 12:00	(午後) 12:00～ 15:00	(夕方) 15:00～ 18:00	(夜間) 18:00～ 21:00
(仮称) 生駒市北部スポーツセンター体育館	アマチュアスポーツ 体育室 全面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	アマチュアスポーツ 体育室 半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室	510円	510円	510円	510円
	多目的室	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北大和体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館	アマチュアスポーツ	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室	510円	510円	510円	510円
むかいやま公園体育館	アマチュアスポーツ	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

別表第3の3の表を次のように改める。

3 グラウンド

区 分		(午前) 9：00～ 13：00	(午後) 13：00～ 17：00	(夜間) 17：00～ 19：00	(夜間) 17：00～ 21：00
(仮称) 生駒市 北部ス ポーツ センタ ー野球 場	アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称) 生駒市 北部ス ポーツ センタ ーグラ ウンド	アマチ ュアス ポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称) 生駒市 北部ス ポーツ センタ ーグラ ウンド ランニ ングト ラック	個人 使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市 北大和 グラウ ンド イモ山 公園グ ラウン ド むかい やま公 園グラ ウンド	アマチュアス ポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市 北大和 野球場 生駒市 井出山	アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円

グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 6 (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 テニスコート

区 分		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	アマチュアスポー	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	

一テニスコート 生駒市 浄化セ ンター テニス コート（ 砂入り 人工芝 型） イモ山 公園テ ニスコ ート 滝寺公 園テニ スコ ート	ツ以外（ 集会、講 演会等）	5,090円	5,090円	5,090円	5,090円	5,090円	
	指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	
生駒市 浄化セ ンター テニス コート（ 全天候 型） 生駒市 健民テ ニスコ ート	アマチュ アスポ ーツ	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 620円	
	アマチュ アスポ ーツ以外（ 集会、講 演会等）	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	
	指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	
生駒市 総合公 園テニ スコ ート 生駒山 麓公園 テニス コート むかい やま公 園テニ スコ ート	アマチュ アスポ ーツ	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円
	アマチュ アスポ ーツ以外（ 集会、講 演会等）	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円
	指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円

別表第3の7の表中

生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円	を
---------------	------------------	---

」

	1時間につき5割点灯 2,060円
--	-------------------

〔 （仮称）生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明 生駒市北大和野球場夜間照明 〕	1時間につき全点灯 4,940円	に
	1時間につき5割点灯 2,470円	
	1時間につき全点灯 4,110円	
	1時間につき5割点灯 2,060円	

改める。

第3条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(3)の表生駒市北大和野球場の項及び生駒市北大和グラウンドの項を削る。

別表第3の3の表中 「生駒市北大和グラウンド
イモ山公園グラウンド
むかいやま公園グラウンド」 を 「イモ山公園グラウンド
むかいやま公園グラウンド」

ドに、「生駒市北大和野球場
生駒市井出山グラウンド」を「生駒市井出山グラウンド」に改

め、別表第3の7の表生駒市北大和野球場夜間照明の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条及び次項の規定 平成26年10月1日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日

(4) 第3条の規定 教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、平成2

6年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、附則第1項第3号に規定する教育委員会規則で定める日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中生駒市体育施設条例別表第3の1の表から別表第3の5の表まで及び別表第3の7の表の改正規定を次のように改める。

別表第3の1の表中「3,700円」を「3,770円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2

、470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」
に、「10,970円」を「11,180円」に、「41,480円」を「
42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,640円」を「1,6
80円」に、「620円」を「630円」に、「6,790円」を「6,9
10円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「24,890円」
を「25,350円」に、「12,440円」を「12,680円」に、「
4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円
」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を
「63,380円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「510
円」を「520円」に改め、別表第3の4の表中「1,230円」を「1,
260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,090円」
を「5,190円」に、「18,670円」を「19,010円」に、「7
20円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,390
円」を「3,460円」に、「12,440円」を「12,680円」に改
め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6
の表中「1,700円」を「1,730円」に、「6,220円」を「6,
340円」に改め、別表第3の7の表中「4,940円」を「5,030円
」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,
260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円
」に改める。